

平成廿四年五月廿七日

研究資料

第八号

Version 0.5

須佐御土史研究会

東京部会

◆ 序文 ◆

増野様から田萬村の堀野家文書の御提供が有りましたので読んでみましょう。堀野家は江崎港を拠点に海運を営んでいた廻船問屋です。屋号は「榭屋」と言いましたが男子の跡取りが無く、家が絶えて、別家の「新榭屋」が現存するそうです。

昭和三年山陰本線が全通するまでは、山陰地方の物流は海運が担っていました。江戸時代前期は幕府・諸藩の年貢米輸送を中心とする「領主的流通」が主流でした。しかし、後期になると、全国で商品生産が盛んになり、初夏又は秋に蝦夷地の産物を積んで西回り航路で瀬戸内海にやってくる北前船は船頭の裁量で積み荷の米・ニンシンの数の子・粕・昆布などを各地で売却し、大坂でひと冬越したのち翌年春には、逆に大坂周辺、或いは瀬戸内海各地の塩・砂糖・紙・木綿・古手・甘藷などの産物を積んで北国に向かいました。須佐、江崎、高津など日本海沿岸の港にも廻船業者が興りました。中世までは陸地沿いの「地乗り」が主流でしたが、江戸時代になって櫓漕ぎから木綿帆を用いた「沖乗り」が始まり、帆走能力が向上して各地に港口が形勢されて行きました。時代が明治になると船も大きくなり、形も西洋型の帆船の時代を迎えました。

須佐の隣町江崎港は「防長風土注進案」によると、廻船五百石積み一艘、百二十拾石積み二艘、百石積み一艘。田萬村の廻船は七拾石から三拾石積みまで七艘でした。港としては須佐より大きかったのでしょうか。

さて、私達が読む須佐の古文書は武家方のものが圧倒的に多く、町方の文書は珍しいですね。今回の「堀野家文書」の自身は取引上のトラブルの記録です。何時の時代でも、上手く行った商賣の事は記録になりません。こんな風にしてこんなに儲かったなどと書く商人は居りません。情報が商賣敵に漏れないよう秘密を守り、黙ってしつかり稼ぐのが商賣の常道だからです。

事件は慶応三年から始まり、幾つかの取引が絡み合い、堀野家が損害を蒙ったので明治六年に歎願書を須佐の役所に提出して債権を認めてもらう法的な手続きを採った時の記録です。

文書から幾つかの事が学べます。

◇江崎と益田の高津港の廻船問屋とは密接な取引関係に有った

◇江崎や益田から各地へは生蠟や半紙を売り、北国からは米穀類を買い付けていた

◇北国とは秋田、新潟の事の様です

◇廻船業者は単なる海上運送業ではなく、自らのリスクと勘定で物品を売買していました。しかし、この文書に登場する又賀屋善吉のような（木材専門の廻船問屋らしい）商人に積み荷の販売を委託する事もあって、可成りのハイ

リスク・ハイリターンの商賣であつたらしい。

◇事件の時期は折から幕藩体制が崩壊して明治維新の新体制へ移行する時に当たりましたから、係争期間が長かつたらしい。明治政府の地方行政組織が未確立でしたが、政府は明治五年に庄屋、名主、年寄りを廃止し、戸長・副戸口制を敷きました。しかし、庄屋を助けていた畔頭、証人百姓、十人頭、小触などの地下役人はそのままでした。同時に戸籍調査、地租改正、小学設立、徴兵事務、寺社改正などの諸事業を推進するために大小区政が実施されました。(巻末補注参照)

この様な時代的な背景を念頭に置きながら、堀野家文書を読んでみましょう。

なお、文書の冒頭に書かれている高津港の廻船業について、「益田市誌」下巻(93⁵頁以下)は次のように述べています。

『古くから高津(中島)港は、山陰有数の良好として名高い。(中略)。津和野藩の御用船七艘が特産の蠟や和紙など領内の貨物を遠く秋田・新潟へ搬出する港としてだけでなく、伝統を誇る民間の商船が、維新後の商工業の発達につれ、鉄道が全線開通する大正末期まで、物資の輸(移)出入のため、盛んに出入りした。したがって造船業も盛んで、明治三十二年頃大畑造船所(吉田村)、領家造船所・植松造船所(高津村)が競って五十石以上二百石未満級の西洋形船を建造した。大正七、八年頃は、佐々井・川井商店、米周

商会などの海運業者が大一二〇艘の船で就航し、(中略)また又貿商会(木材業)が権現丸を所有して、回航し運送業を兼ねていたが、他にも同様の業者が林立し、高津港は常に数十艘の帆船が碇泊した。同時に飲食店も軒を並べて、弦歌のさんざめきは港町の隆盛を示したものであった。しかし、この繁栄も大正十二年の山陰線開通をさかいに次第に衰微していった。』

「感状五件」は堀野家にとつては重要な文書と思うが、郷土史研究上の史料としては格別申し上げることは無いと思います。唯、幕末各藩の財政事情が悪化して借銀を極力回避する努力が行われたのですが、商人からの寄附や物品の献納はよくある事例としても、頼母子講に有力商人を誘い入れて、その者に講を落とす順番が廻ってきた時に全額寄附させるという遣り方は「よくまあ考えたものだ」と…そこまで知恵を絞ったことに感心し、半ば呆れますね。それにしても苗字帯刀を許され、遂には一代限りの御家人宗門に召し加えられるとは凄い出世ですね。

(以上・栗山)

◇ 目次 ◇

堀野家文書

◇ 「御願申上候事」 5頁

◇ 「感状五件」 10頁

◇ 「卷末補注」 15頁

凡例

一、**〈原則〉**全体を通して、可能な限り古文書原本に忠実に読解文を表記する。

◇原文が旧漢字の時は、活字がある限り旧漢字で表記する。活字が無いときに限り常用漢字を使用する。

◇異体字は常用漢字を用いる。〔例〕**ハ** **ハ**、**夏**、**込**

◇変体仮名は原文通りとする。〔例〕**ハ**者**ハ**、**幾**き、**茂**も、**与**と、**尔**に、**江**え、**之**の、**而**て、**連**れ など。

◇助詞も原文通り表記する

ヨリ、より、ニテ、ニ而(ニて)、ニて、候得共(候え共)、ニ付

◇活字が無い合字・省字には常用漢字を用いる。

〔例〕より、トモ、トキ、として(と)、など。

但し、活字があるものは原文の通り。〔例〕**廿**、**奎**、など

◇繰り返しの表記〔漢字〕**ハ**↓々、〔仮名〕**ハ** **ハ**二字以上

一、**文字の大きさ**

◇助詞等に右寄せの小文字表記は適用しない。全文を同じ大きさの活字で表記する。

◇返り点は使用しない。代わりに難読箇所にはヨミのルビを打つ。

以上はHPに「**HP**」表記する場合、縦書きを横書表記に変更する場合などに生じる諸問題を回避する為である。

一、**誤字、誤記、衍字、あて字など**

◇右傍に正字をルビで示し(×カ)とする。但し、明らかな誤字は正字と置き換える。

◇意味不明の場合は(ママ)を付す。

◇あて字には正字でルビを打つ。

◇重複(衍字)の場合は(衍カ)と注記する。

一、**欠字、虫損、その他判読不能箇所**

◇欠字は□で表す。字数が確認出来るときは□□で文字数だけ□で埋める。字数が判らないときは□で示す。推読可能な欠字は□に推読文字のルビを打ち(×カ)と表記する。

◇判読不能箇所は□ないし□で示す。

◇虫損破壊で判読できない箇所も同様とし虫損とする。

◇推読箇所は同じく□で示し、右傍に(…カ)と注記する。

一、**抹消部分**

◇抹消部分は読解しない(含、見せ消ちや抹消文字の横に \parallel を付けた場合など)

一、**氏名・地名など固有名詞の連記には中黒(・)を付け区分する。**

一、**朱書、後筆、付箋など**

◇該当部分を□で囲み、封紙ウワ書、端裏書、端書、裏書、朱書、異筆、後書、付箋、張紙、刳紙などと注記して表記する。

一、**花押・印章など**

◇花押が書かれている場所に花押と記し、印章が押されているときは(印)で表す。

一、**注釈**

◇人名、地名、特殊な用語、現代使用されていない用語、特殊な表記などの説明には「注x」を付け頁毎に脚注を付ける。

◇長い注記が必要な場合には、巻末補注を設ける。

◇西暦年数、時刻など簡単な摘要は注釈代わりに適宜ルビを付ける。

◇割り注は原文通りに表記する。

一、**出典、参考文献**

◇出典は原則として著者と書名を表記し必要に応じて頁数を示す。HPはURLを表記する。

◇参考文献は巻末の一覧表に詳細を示す。

以上

御願申上候事

私亡父誠五郎事 石州高津邊之商人
 數多得意二附 船手商賣仕来申候所
 過ル慶応三卯年 高津又賀屋善吉注1と
 者之船へ 私方ヲ始江崎其外石州方
 仲間二而 生蠟・半紙・其外諸色船積仕
 北国へ運送仕候處 善吉於北国右積
 荷仕切 此を以米穀賣買相場取組

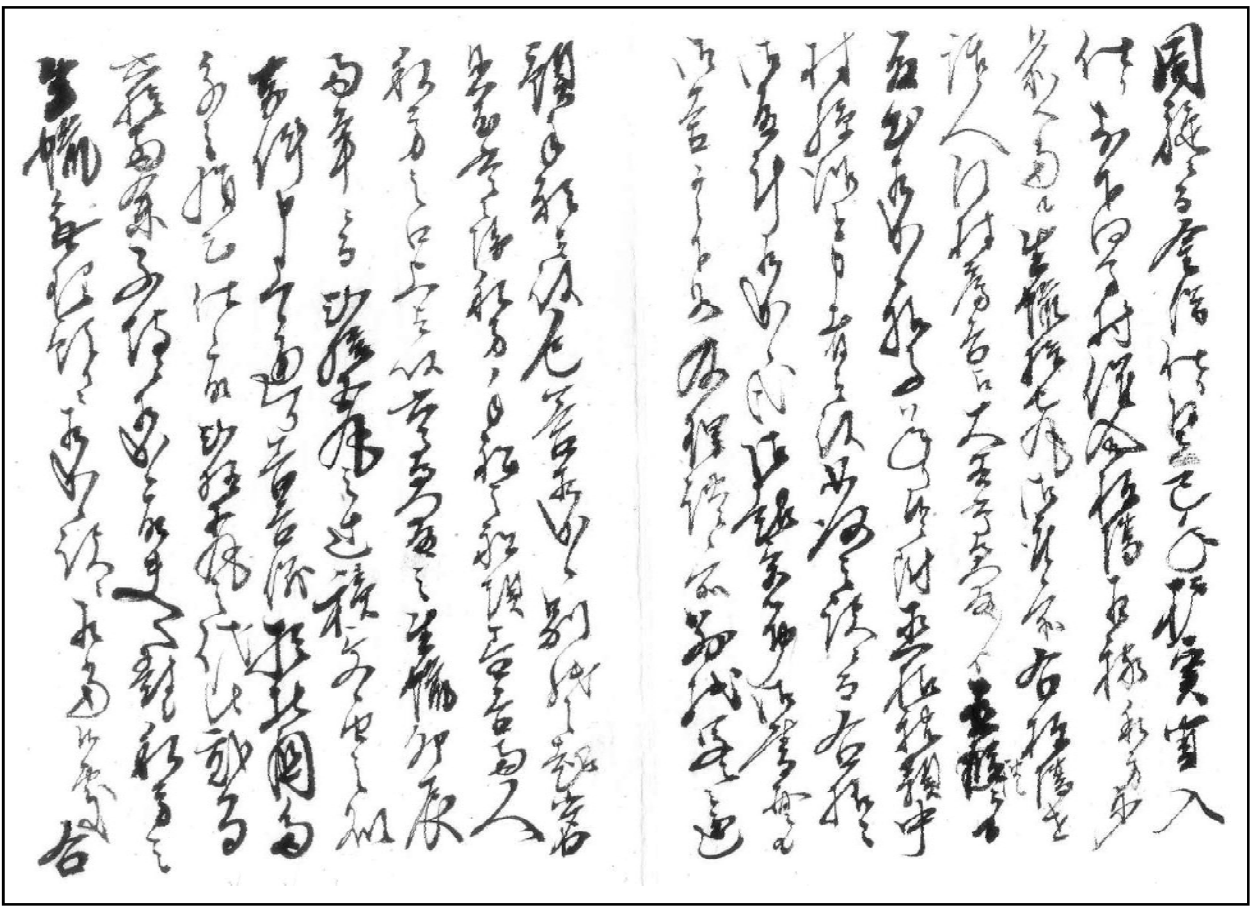
候處 見込違ニテ 相場狂マダマひ出来 多
 分之損毛仕候趣ニテ 翌辰注2五月 北国より罷
 登候二附 荷主中集会 詮議差究候処
 六千六百拾九兩余之引負二相成り 荷物等ハ
 一向無之 直段二相成候注3 迎ハ船之外少も無
 之故 多人數之荷主大ニ迷惑仕 右之内二而
 四千拾五兩余 私方之損毛二相当り 夫故必到
 不相捌 ■■■之難 ■■相成二附 親類中之

御願申上候事

私亡父誠五郎事 石州高津邊之商人
 數多得意二附 船手商賣仕来申候所
 過ル慶応三卯年 高津又賀屋善吉注1と
 者之船へ 私方ヲ始江崎其外石州方
 仲間二而 生蠟・半紙・其外諸色船積仕
 北国へ運送仕候處 善吉於北国右積
 荷仕切 此を以米穀賣買相場取組

候處 見込違ニテ 相場狂マダマひ出来 多
 分之損毛仕候趣ニテ 翌辰注2五月 北国より罷
 登候二附 荷主中集会 詮議差究候処
 六千六百拾九兩余之引負二相成り 荷物等ハ
 一向無之 直段二相成候注3 迎ハ船之外少も無
 之故 多人數之荷主大ニ迷惑仕 右之内二而
 四千拾五兩余 私方之損毛二相当り 夫故必到
 不相捌 ■■■之難 ■■相成二附 親類中之

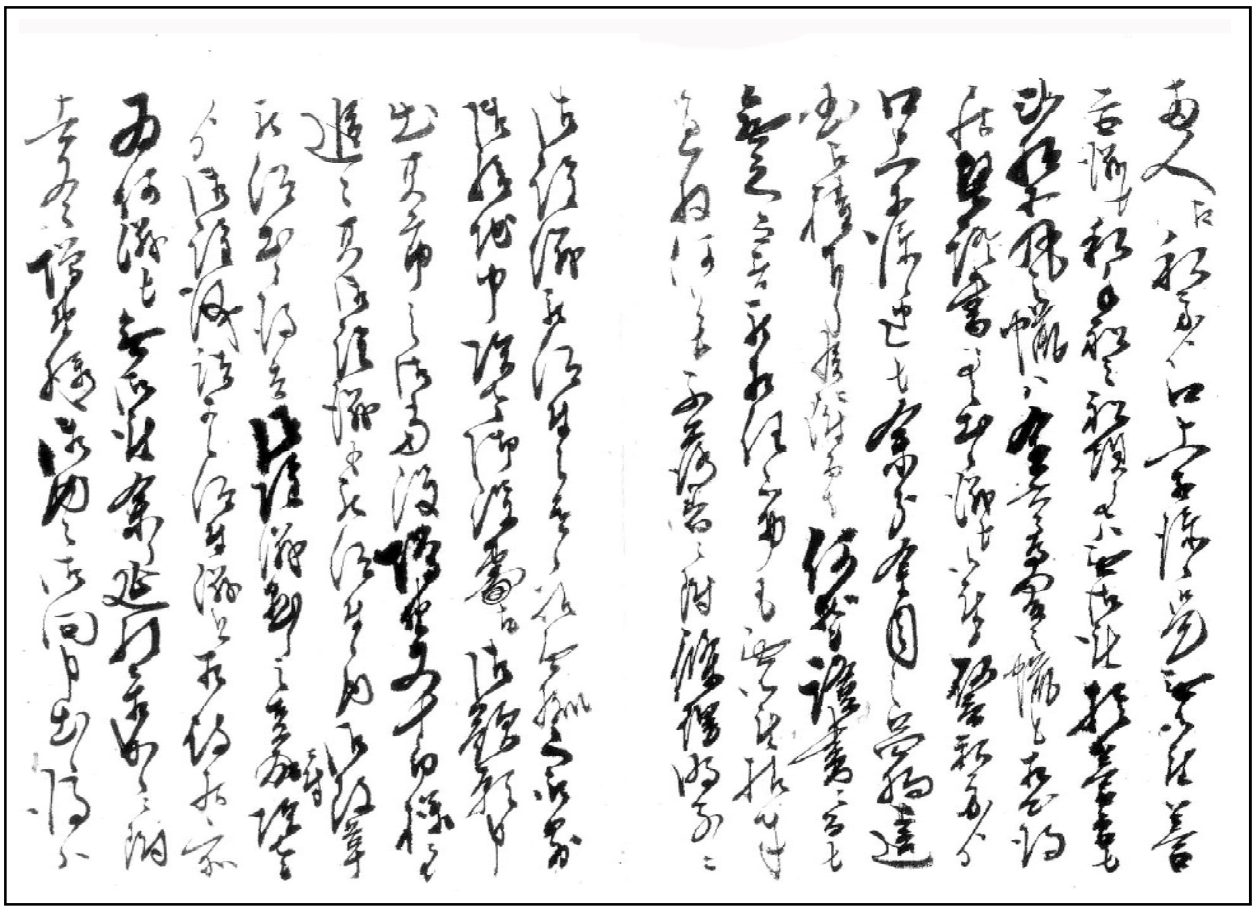
*1 又賀屋善吉＝「益田市誌」下巻P935以下の高津港廻船業の説明の中に「又貿商会（木材業）が権現丸を所有して、回航し運送業を兼ねていた」と書かれている。この「又貿」は「又賀」では無いだろうか。
 *2 翌辰＝慶応4（1868）年戊辰。この年9月に改元し、明治元年となる。
 *3 直段ニ相成候＝船の他北国からの荷物も一切無く、残ったのは相場の損丈で、金の話になったという意味か。



周旋二而金借仕り 翌巳年注¹ 櫛実買入^{はぜのみ}
 仕り 於下田万村催合注² 板場注³ 相^相 秘方
 前へ当候生蠟拾七丸御座候所 右板場世
 話人津村房吉江 大谷六郎左衛門殿より直談二而
 取出相成候様子承り候二附 直様親類 中
 村孫治と申者ヲ以 如何之訳二而右様之
 御取計相成候哉 御趣意筋御書付ニテ
 御答可被下^為及理談候所 別紙^写之通

預手形を以返答相成候 別紙之趣 ■
 ■屋六郎兵衛私方手船を船頭・善吉兩人
 私方之口上を以六郎左衛門殿之生蠟 卯辰
 兩年二而貳拾五丸之辻積受候由之処
 前件申上候通り 善吉儀於北国 多
 分之損毛仕候故 貳拾五丸之代 此貳百
 六拾兩余不得二相成候故 夫へ對し私方之
 生蠟無理預りニ相成候訳ニ相当候處 右

*1 翌巳年=明治2(1869)年己巳(きし)。
 *2 催合=(もやい)。催相。寄り集まり共同すること。
 *3 板場=長州藩では櫛実を原料とする蠟は防長三白の一つとして大坂市場に名を得た長州藩の重要産物であった。藩府は櫛の栽培・買付け・流通面で統制を行い、絞り加工でも年代不明だが三田尻に櫛方役所と藩営板場を設け、延享元年には萩にも板場を設け、民間の自由絞りを禁じて次第に専売制を確立した。宝暦七年、従来の仕法を強化し、



兩人江私方より口上相添候覺無御座善
 吉捌も私手船之船預り二ハ無御座 於善吉
 式拾五丸之蠟ハ 右六郎左衛門殿之蠟と相心得
 居 堅証書事至候儀も御座候 譬私方ヨリ
 口上相添候迎も 余分余目之品物 遠
 国江積下り候二附而者 何■證書二而も
 無之而者被相任筋も無御座様奉
 御見 ■ 何とも不落着二附 条理明分二

御詮議被仰付被遣候様 無據上御寄
 御給地中須左役處江 御歎願申
 出其節之御當役増野又十郎様ニテ
 追々其御詮議も被仰付候内 御改革
 被仰出候得者 御詮議懸り之事ニ付 須左
 より御詮議詰可被仰付儀と相待居候所
 為何儀も無御座 余り延引ニ相成候二附
 去冬増野様へ御内々御伺申出候得ハ

榎実は蔵入給領を問わず、行政機構を通じて「不残上納被仰付」、蔵入地の榎実は3割方を藩府徳用として無償で収納し、七割方は作人に代銀払いとした。榎実の脇売りは一切禁止。三田尻、萩の所帯方所属の板場の他、赤間関の民間板場請負とし、製品は御用蠟として一〇の検印を押して区別し、他国蠟の買い入れを厳禁した。其後、紆余曲折を経て、慶応期になると、維新戦に要する軍事費を捻出するため、慶応元年撫育局によって榎蠟専売制が一層強化されたが、廃藩置県によって中止された。(「山口県近世史研究要覧」P130以下参照)

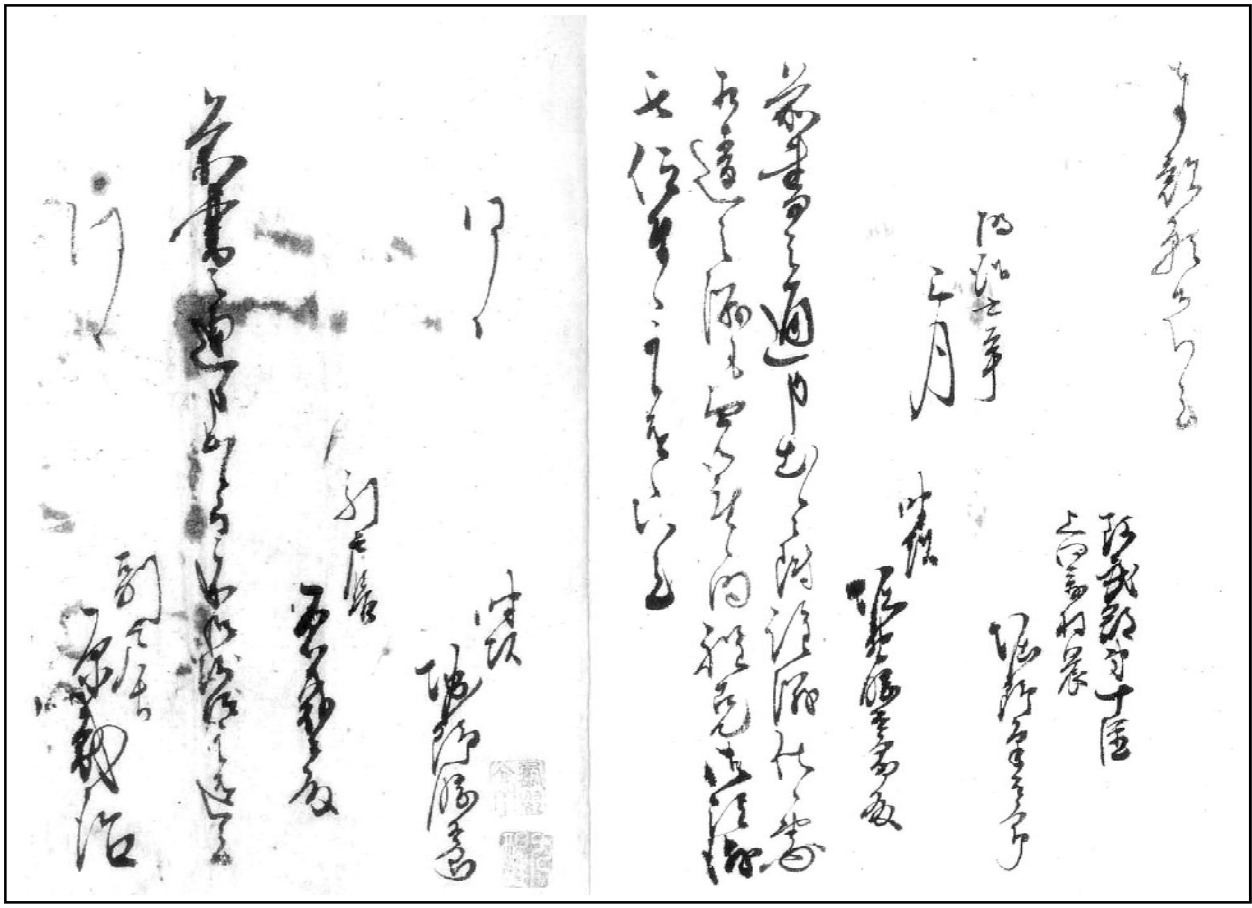
不任其力、須佐采地復須左二被成より詮
 議と申事も難相成候得者、此方役中
 受込之事二附、下地^{注1}之参り懸りを以可
 申立候二附、私よりも歎願仕候との御事二付
 當時別而御用繁之御中、甚以恐多
 次第二奉存候得者、前件之参懸り篤と
 被聞召上、六郎左衛門殿之預居候生蠟拾
 七丸之辻、其節之相場ニテ、代金ヲ以

無事被返候様、御詮議被仰付被遣候ハ、
 御慈悲之程難有可奉存候、猶又六郎左衛門
 殿別紙預り手形を相渡候者、実ハ其
 ■賣拂ニ相成押而同様之儀と奉存候
 私儀も父誠五郎、去秋死去仕り、若齡ニ而
 家筋相續之施手段至而困窮^{困窮}仕居
 候間、何卒格別御愛憐之御、心入者
 幾重も程克^{ほどよく}御詮議被仰付被遣候様

所詮長引候得共、須佐采地復須左二被成より詮
 議と申事も難相成候得者、此方役中
 受込之事二附、下地^{注1}之参り懸りを以可
 申立候二附、私よりも歎願仕候との御事二付
 當時別而御用繁之御中、甚以恐多
 次第二奉存候得者、前件之参懸り篤と
 被聞召上、六郎左衛門殿之預居候生蠟拾
 七丸之辻、其節之相場ニテ、代金ヲ以

無事被返候様、御詮議被仰付被遣候ハ、
 御慈悲之程難有可奉存候、猶又六郎左衛門
 殿別紙預り手形を相渡候者、実ハ其
 ■賣拂ニ相成押而同様之儀と奉存候
 私儀も父誠五郎、去秋死去仕り、若齡ニ而
 家筋相續之施手段至而困窮^{困窮}仕居
 候間、何卒格別御愛憐之御、心入者
 幾重も程克^{ほどよく}御詮議被仰付被遣候様

*1 下地 = (したじ) 物事をなすための、また、ある状態になるための基礎となるもの。土台、素地。



奉歎願候 以上

阿武郡第十区^{注2}

上田万村農

堀野筆太郎

明治六年

三月

畔頭^{注3}

堀野 勝太郎殿

前書之通申出候ニ附詮議候處
相違之儀も無御座候間 程克御詮議
被仰付候被可被遣候 以上

同日 畔頭

堀野 勝太郎

副戸長^{注4}

原 幾治殿

前書之通申出候間被成御沙汰候通候

副戸長

原 幾治

*2 第十区=第二十一区の誤りではないか。(序文及び巻末補注参照)

*3 畔頭=明治5年庄屋、名主、年寄りを廃止し、戸長・副戸口制が施行された。しかし、庄屋を助けていた畔頭、証人百姓、十人頭、小触などの地下役人はそのままとなった。(序文及び巻末補注参照)

*4 副戸長=注3と同じ。

一 小銃鉄炮式挺 代銀拾四兩
 右当春小銃金抽而献金 一
 統難渋之時節 抽而身躰寄
 持之事二候 依之勤功追而可
 被遂御詮議候事

丑ノ十二月

一 小銃鉄炮式挺 代銀拾四兩

右当春小銃金抽而献金 一
 統難渋之時節 抽而身躰寄
 持之事二候 依之勤功追而可
 被遂御詮議候事

丑ノ十二月

一正銀 四貫目

右差向御入用有之先達而御
借上銀被仰付候処益而心得能尖
二遂其節御当用相辨誠二利安
銀相働且是迄追々御当用出銀
被仰付一統難洩之時節甚以神

妙之事二候被為對勤功苗字并二
御案内差免候事

天保三

辰ノ十二月廿八日

一 正銀 四貫目

右差向御入用有之 先達而 御
借上銀被仰付候処 益而心得能 尖
二遂其節 御当用相辨 誠二利安
銀相働 且是迄追々御当用出銀
被仰付 一統難洩之時節 甚以神
妙之事二候 被為對勤功 苗字并二
御案内差免候事

天保三

辰ノ十二月廿八日

一正銀 貳貫目

右差向御入用有之 昨年御借

上銀被仰付候處 此度半方献金

仕度段申出 一統因究之時節

甚以神妙之義二附 如願被差免

右被對勤功御家人宗門被召

加候事

天保四
己ノ十二月

一 正銀 貳貫目

右差向御入用有之 昨年御借

上銀被仰付候處 此度半方献金

仕度段申出 一統因究之時節

甚以神妙之義二附 如願被差免

右被對勤功御家人宗門被召

加候事

天保四

己ノ十二月



一 御頼母子懸込銀

右先年御取建頼母子加入被
 仰付候處 当今之御時勢二附
 右懸込銀直様御馳走上候
 様被仰付候処 一統難渋之時節
 迷惑筋茂可有之候得共 尖二
 御請申上候段 甚神妙之事二候
 依之身柄一代帯刀被差免候事

丑ノ十二月

◇ 卷末補注 ◇

【補注1】 明治初頭に於ける地方行政の整備

「田萬川町史」767頁以下の説明を全文引用する。

『(1) 庄屋・畔頭制の継続 (明治元年から五五五(ころまで)

明治二年に版籍の奉還をみたが、当時防長両国の村落は町・村・浦・島に分かれ、総数七二〇余りあった。町内小川地区の上小川は、上小川東分村と西分村とに分かれ、中小川村、下小川村と合わせて四か村であった。田万・江崎地区は上田万村、下田万村、江崎村の三か村で計七つの村であった。村には藩政期の庄屋・畔頭制度がそのまま存続しており、個有の入会山や水利権漁場などをもち、鎮守の社もあって、ひとつのまとまった村落として存立していた。国・県の激しい改革に比べ、地方の制度はまだ旧来のありかたが踏襲されていた。

地方に変化が見え始めたのは、明治四年の戸籍法の制定からである。それまでの戸籍は、切支丹宗禁制に基づく、宗門別帳の制度によって壇那寺において行われていた。しかし新しい戸籍の編成は、新たに設けられた戸籍調査専管の「戸長・副戸長」によって行われた。この戸長・副戸長は戸籍調査専門の戸長・副戸長であり、後に出てくる行政上の戸長・副戸長とは異なる。

戸籍編成の為の調査は明治五年(壬申)二月から、県下を一二七の区域にわけて実施された。調査の準備として、各戸には家ごとに屋敷番号を

書いた木札がうちつけられた。〇〇番屋敷という呼称が昭和の初めころまで残っていたのが、この時の名残である。戸籍調査の趣旨が理解されていなかった地域では「これは夷人(いじん=外国人)に人血を売るための準備である」などと受け取られ、一騒動が起きたところもあった。

調査をすすめるうちに、戸籍調査を取り扱う戸長・副戸長と、従来どおりの一般の行政事務とを取り扱っている庄屋・畔頭との関係が明確でないところもあって混乱を生じることがあった。そこで政府は、四月に入り、太政官達一一七号をもって庄屋・名主・年寄を廃止し、戸長・副戸長と改称する布告を発した。県も同年八月、新戸籍事務の編成が一段落したのを機に、戸籍専管の戸長・副戸長を免職し、同時に町・村・浦・島などの庄屋・年寄などの名称も廃止した。そしてこれらを副戸長と改め、戸籍事務はもろんのこと、今までの庄屋・年寄事務の一切を取り扱わせた。ただし、庄屋を助けていた畔頭・証人百姓・一〇人頭・小触などの地下役人はそのままとした。

(2) 大小区政 (明治五年から一一一年(ころまで)

このころから町村は、戸籍調査のみならず地租改正・小学設立・徴兵事務・寺社改正など、急を要する仕事如山積、これらの諸事業を遂行するために、戸籍調査に用いた一二七の区域を再編成し、均整のとれた一般行政区への区割りの必要に迫られてきた。

明治五年一〇月、政府はさきの太政官達一一七号による庄

屋・名主・年寄の廃止に応じて、地方の便宜により大区と小区にこれを分け、大区には区長、小区には副区長を屋大小区を打ち出した。

本県もこれをうけ、従来の部と称した中間行政区を検討しなおし、県下を二一の大区に再編成、翌七年一月から施行、更に小区の再編成にとりかかり、八年八月に至って県下二一大区、二六六小区の区割りが完了した。ここに大小区の区制が成立したのである。

このとき田万川町は第二一大区(阿武郡は二〇大区と二一大区)に所属し、第一八小区(上小川東分町、同西分町)、第一九小区(中小川村)、第二〇小区(下小川村)、第二一小区(上田万村、下田万村、江崎村)の四小区に編成されたのである。

ちなみに江津・尾浦は須佐村の二一大区一七小区から離れ、上・下田万村・江崎村と域を同じくする二一大区二二小区となった。』

(以上)